

2023年4月18日
チューリッヒ保険会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の「五類感染症」へ位置づけが変更された場合の主な商品における補償の取扱いについて、以下の通りご案内いたします。

1. 「入院の特別取扱い」について

（1）「五類感染症」へ位置づけが変更された場合の取扱い

「五類感染症」へ位置づけが変更された場合、2020年4月より実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）※¹を終了いたします。

これに伴い、契約始期日に関わらず、2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、約款上の「入院」※²に該当した場合に、入院保険金等のお支払い対象となります。

※¹ 医師等の管理下において宿泊施設または自宅で療養をされた場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。約款上の「入院」には該当しないもの、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施した経緯にあります。

※² 当社約款においては、「医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。」と定義しております。

（2）見直しの背景等

2023年1月27日（金）の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。

新型コロナウイルス感染症が予定どおり「五類感染症」へ位置づけが変更された場合は、入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、同日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日（月）以降もご請求いただけます。また、疾病により入院された場合に保険金をお支払いする商品においては、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義に該当する入院をされた場合は、引き続き入院保険金等のお支払い対象となります。

<新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲>

診断日	ケース		
	病院または診療所に 入院された場合 (約款における取扱い)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (入院の特別取扱い:「みなし入院」)	
		重症化リスクの 高い方 ^{※3}	左記以外の方
2022年9月25日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日(月)から 2023年5月7日(日)まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日(月)以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

※3 「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

2. 「五類感染症」への位置づけ変更による主な商品の補償内容への影響

種類	主な商品	「五類感染症」への位置づけ変更後の 新型コロナウイルス感染症の取扱い
特定の感染症を補償する商品	こども総合保険 「特定感染症危険補償特約」等	契約始期日に関わらず、2023年5月8日(月)以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりません。
旅行中の疾病を補償する商品	海外旅行傷害保険 「治療・救援費用担保特約」等	2023年5月8日(月)以降に治療を開始した場合、契約始期日に関わらず、その治療開始が「責任期間終了後72時間以内」であるときに保険金のお支払い対象となります。 ※ 現在は、治療開始が「責任期間終了後30日以内」である場合に保険金のお支払い対象となります。

3. ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日(日)までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であると発表されています。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

以上